

文京区補助金等チェックシート

所属 教育推進部庶務課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区文化財保護事業に関する補助金及び奨励金								
根拠規定等	文京区文化財保護事業に関する補助金及び奨励金交付要綱								
創設年月	平成	7	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	19年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	24	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	2年		
見直しの内容	年度途中の計画変更を可能にした								
予算科目	款	項	目	大	中			実	施
	10教育費	4社会教育費	2文化財費	1文化財保護	3指定文化財保護・保存助成				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	区内に存在する指定文化財の保存及び活用を図る						
補助事業等の内容	区内に存在する指定文化財の修理、保存事業等に対して補助金を交付する						
補助対象経費の内容	文化財の修理、防災施設等整備、保存、承継事業等						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 区指定文化財、その他の文化財管理者						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 区指定文化財: 他から補助を受けていない場合…90%以内 他から補助を受けている場合…補助対象経費に0.9を乗じた額から、他から補助を受けた額を差し引いた額以内 国及び都指定文化財: 補助対象経費の10%以内 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況							
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (写真等)						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由	負担割合は、上記「補助金の算出」のとおり。 補助対象経費の10%以内 理由: 国指定文化財の場合、国及び都の補助金があり、区の上乗せは10%以内が妥当だと思われる。				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	区内の指定文化財を保存していくことは、社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	区内指定文化財の修理や保存等は、基本構想に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区内にある国、都及び区指定文化財は、区が補助することが望ましい。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	修理や保存が十分でないと、公開ができなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助要件に該当していれば、申請することは可能である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請時に書類を提出していただき、適正な手続きにより決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	文化財の修理や防災施設等整備等については、補助金以外の代替策は考えられない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	区指定文化財及びその他の文化財管理者の支援となっている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	修理前と修理後の写真を提出してもらい、効果を確認している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	修理後の文化財が公開されているものもある。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	6	8	5	7
決算(予算)額	8,722	11,466	8,855	3,146
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	8,722	11,466	8,855	3,146
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	1 護国寺:本堂他建造物防災施設等整備、護持院日記保存修理 2 根津神社:本殿他6棟保存修理 3 日本ナショナルトラスト:旧安田楠雄邸庭園復旧			

5 課題及び今後の方向性

今後も引き続き、区指定文化財及びその他文化財管理者に対し、文化財保護事業に関する補助金の周知を行っていき、保存・活用を図る。